

四日市港管理組合公報

第1146号

令和7年12月25日

木曜日

目次

規則

- 四日市港管理組合財務規則の一部を改正する規則 (出納室) 2
- 四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例施行規則の一部を改正する規則 (総務課) 4

訓令

- 四日市港管理組合事務決裁規程の一部を改正する訓令 (総務課) 32

規則

四日市港管理組合財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年12月25日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一見勝之

四日市港管理組合規則第8号

四日市港管理組合財務規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合財務規則（昭和41年四日市港管理組合規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改定後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>(略)</p> <p>第93条（入札）</p> <p><u>第93条の2（電子入札）</u></p> <p><u>第93条の3（入札の中止及び延期）</u></p> <p><u>第93条の4（低入札価格調査）</u></p> <p>(略)</p> <p>（入札の公告）</p> <p>第81条の2 契約締結権者は、一般競争入札及びせり売りにより契約を締結しようとするときは、入札期日の前日から起算して10日前までに次の各号に掲げる事項を四日市港管理組合公報、新聞、掲示、インターネットの利用その他の方法により公告しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合は、その期間を5日まで短縮することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>第93条の2に規定する電子入札を行おうとするときはその旨</u></p> <p>(8) 議会の議決を要する場合はその旨</p>	<p>目次</p> <p>(略)</p> <p>第93条（入札）</p> <p><u>第93条の2（入札の中止及び延期）</u></p> <p><u>第93条の3（低入札価格調査）</u></p> <p>(略)</p> <p>（入札の公告）</p> <p>第81条の2 契約締結権者は、一般競争入札及びせり売りにより契約を締結しようとするときは、入札期日の前日から起算して10日前までに次の各号に掲げる事項を四日市港管理組合公報、新聞、掲示、インターネットの利用その他の方法により公告しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合は、その期間を5日まで短縮することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>議会の議決を要する場合はその旨</u></p>

<p>(9) 入札無効に関する事項</p> <p>(10) その他必要な事項</p> <p><u>(電子入札)</u></p> <p><u>第93条の2 電子入札(電子情報処理組織を使用して行う入札をいう。)に参加しようとする者は、前条の規定による入札書の提出に代えて、その者の使用に係る電子計算機に入札価格等所定の情報を入力し、契約締結権者の指定した日時までに、当該契約締結権者の使用に係る電子計算機に到達させなければならぬ。</u></p> <p><u>2 前項の電子入札の運用については、管理者が別に定める。</u></p> <p>(入札の中止及び延期)</p> <p><u>第93条の3 (略)</u></p> <p>(低入札価格調査)</p> <p><u>第93条の4 (略)</u></p>	<p>(8) 入札無効に関する事項</p> <p>(9) その他必要な事項</p> <p>(入札の中止及び延期)</p> <p><u>第93条の2 (略)</u></p> <p>(低入札価格調査)</p> <p><u>第93条の3 (略)</u></p>
---	---

第29号様式中「健康保険証等」を「個人番号カード等」に改める。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年12月25日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一見勝之

四日市港管理組合規則第9号

四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例施行規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例施行規則(昭和41年四日市港管理組合規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(用語)</u></p> <p><u>第2条 この規則において使用する用語は、</u> <u>条例において使用する用語の例による。</u> <u>(条例第2条第7号に規定する規則で定める者等)</u></p> <p><u>第3条 条例第2条第7号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p><u>(1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）</u> <u>第6条の4第1項に規定する旅行業者</u> <u>(2) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条第1項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正10年法律第76号）第4条に規定する軌道経営者</u> <u>(3) 海上運送法（昭和24年法律第187号）</u> <u>第23条の3第2項に規定する船舶運航事業者</u> <u>(4) 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業を経営する者</u> <u>(5) 道路運送法（昭和26年法律第183号）</u> <u>第9条第7項第3号に規定する一般旅客自</u></p>	<p><u>第2条 削除</u></p> <p><u>(兼務職員の旅費)</u></p> <p><u>第3条 条例第3条第1項に規定する職員で他の職務を兼ねる者が、その兼ねる職務によつて旅行した場合には、当該職務相当の旅費を支給するものとする。</u></p>

<p><u>動車運送事業者</u></p> <p><u>(6) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営む者</u></p> <p><u>(7) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第55条第1項に規定する貨物利用運送事業者</u></p> <p><u>(8) 割賦販売法（昭和36年法律第159号）第31条に規定する登録包括信用購入あつせん業者（組合との契約によりカード等（同法第2条第3項第1号に規定するカード等をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。）</u></p> <p><u>2 条例第2条第7号に規定する規則で定めるものは、役務及びカード等とする。</u> <u>（旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費）</u></p> <p><u>第4条 条例第3条第6項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p><u>(1) 条例第3条第2項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。</u></p> <p><u>(2) 条例第3条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第16条、第18条第1項及び第19条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その</u></p>	<p><u>（旅行取消等の場合における旅費）</u></p> <p><u>第4条</u></p>
--	--

<p><u>他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。</u></p>	
<p><u>2 条例第3条第6項に規定する規則で定めるものは、次の各号に規定する金額とする。</u></p>	<p><u>条例第3条第6項の規定により支給する旅費の額は、次の各号に規定する額とする。</u></p>
<p><u>[1] 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、条例第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第6条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額</u></p>	<p><u>[1] 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払いもどし手続をとつたにもかかわらず、払いもどしを受けることができなかつた額。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行について条例により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれこえることができない。</u></p>
<p><u>[2] 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）については、当該各種目について条例第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項並びに条例第6条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額</u></p>	<p><u>[2] 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金額で、当該旅行について条例により支給を受けることができた移転料の額の3分の1に相当する額の範囲内の額</u></p>
<p><u>[3] 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給</u></p>	

<p><u>する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額</u> <u>(旅費額を喪失した場合における旅費)</u></p> <p>第5条 <u>条例第3条第7項に規定する規則</u> <u>で定める事情は、次に掲げる事情とする。</u></p> <p><u>〔1〕 交通事故その他の条例第3条第7項に規定する者の責めに帰することができない事情</u></p> <p><u>〔2〕 前条第1項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情</u></p> <p>2 <u>条例第3条第7項に規定する規則で定める金額は、次の各号に掲げる金額とする。</u></p> <p><u>〔1〕 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したもの）を含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額</u></p> <p><u>〔2〕 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額</u> <u>（旅行命令等）</u></p> <p>第6条 <u>条例第4条第2項及び第3項の規定により旅行命令等を発し、又は変更する</u></p>	<p><u>（旅費喪失の場合における旅費）</u></p> <p>第5条</p> <p><u>条例第3条第7項の規定により支給する旅費の額は、次の各号に規定する額とする。ただし、その額は、現に喪失した旅費額をこえることができない。</u></p> <p><u>〔1〕 現に所持していた旅費額（交通機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下本条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額</u></p> <p><u>〔2〕 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免がれた旅費額（切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額）を差し引いた額</u> <u>（旅行命令等）</u></p> <p>第6条 <u>条例第4条第2項及び第3項の規定により旅行命令等を発し、又は変更する</u></p>
---	---

<p>場合には、旅行命令権者は条例第6条その他旅費の計算に関する規定の趣旨に合致して旅行が<u>行われる</u>よう留意するものとする。</p> <p>(旅行命令書等の記載事項又は記録事項)</p> <p><u>第7条 条例第4条第4項に規定する規則で定める事項は、発令年月日、所属名、旅行者氏名、出発地、用務、用務先、帰着地及び旅行期間とする。</u></p> <p>(旅行命令等の変更の申請)</p> <p><u>第8条 旅行者は、条例第5条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更の申請をする場合には、その変更の必要を証明するに足る資料を提出しなければならない。</u></p>	<p>場合には、旅行命令権者は条例第7条及び第8条その他旅費の計算に関する規定の趣旨に合致して旅行が<u>行なわれる</u>よう留意するものとする。</p> <p>(旅行命令書等の記載事項及び様式)</p> <p><u>第7条 条例第4条第4項に規定する旅行命令(依頼)書の記載事項及び様式は、第1号様式によるものとする。</u></p> <p>(旅行命令等の変更の申請)</p> <p><u>第7条の2 旅行者が、条例第5条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更の申請をする場合には、その変更の必要を証明するに足る書類を提出しなければならない。</u></p> <p>(路程の計算)</p> <p><u>第8条 条例第6条に規定する旅費の計算上必要な路程の計算は、次の区分に従い、当該各号に掲げるものにより行なうものとする。</u></p> <p>(1) <u>鉄道 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第16条の鉄道運送事業者の運賃の算出の基礎となつた路程</u></p> <p>(2) <u>水路 海上運送法(昭和24年法律第187号)第8条の船舶運送事業を営む者の運賃の算出の基礎となつた路程又は実測その他信頼するに足る方法により計測された路程</u></p> <p>(3) <u>陸路 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項の旅客自動車運送事業を経営する者及び軌道法(大正10年法律第76号)第4条の軌道経営者の運賃の算出の基礎となつた路程又は実</u></p>
--	---

<p>(請求書及び必要な資料の種類、記載事項等)</p>	<p><u>測その他信頼するに足る方法により計算された路程</u></p> <p>2 <u>前項の規定により路程を計算することができ難な場合には、同項の規定にかかわらず、旅行命令権者は、別に路程を計算することができる。</u></p> <p>(旅費請求者の種類、記載事項及び様式)</p>
<p><u>第9条 条例第7条第5項に規定する規則で定める請求書の種類は、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>[1] 次号から第5号までに規定する旅費以外の旅費を請求する場合には、出張旅費精算請求書又は出張旅費概算請求書</u></p>	<p><u>第9条 条例第13条第1項に規定する旅費請求書の種類、記載事項及び様式は、次の区分に従い、当該各号に掲げるところによる。</u></p> <p><u>[1] 次号に掲げる旅費以外の旅費を請求する場合には、第2号様式による旅費請求書。ただし、概算払に係る旅費を精算する場合であつて、当該精算額が概算払に係る旅費の額と同一であるときには、第1号様式による概算払精算書</u></p>
<p><u>[2] 条例第3条第1項に規定する赴任に係る旅費又は同条第2項第1号若しくは第5項の規定により転居費、着後滞在費、家族移転費若しくはこれらに相当するものが含まれる旅費を請求する場合には、赴任旅費精算請求書又は赴任旅費概算請求書</u></p>	<p><u>[2] 条例第3条第1項に規定する赴任に係る旅費及び条例第24条(条例の他の条文において準用する場合を含む。)に規定する扶養親族移転料を請求する場合には、第3号様式による旅費請求書</u></p>
<p><u>[3] 条例第3条第2項(同項第1号を除く。)に係る旅費を請求する場合には、死亡時旅費請求書</u></p>	
<p><u>[4] 条例第3条第6項に係る旅費を請求する場合には、旅費損失請求書</u></p> <p><u>[5] 条例第3条第7項に係る旅費を請求する場合には、旅費喪失請求書</u></p>	
<p><u>[6] 条例第3条第8項に係る旅費に相当</u></p>	

<p>する金額を請求する場合には、当該金額に係る旅費に応じた前各号に掲げる請求書</p> <p>2 条例第7条第5項に規定する規則で定める必要な資料の種類は、別表第1のとおりとする。ただし、旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合には、第4項に規定する請求書に相当するものをもつて、同表に規定する額を証明するに足る資料又はその支払を証明するに足る資料に代えることができる。</p> <p>3 条例第7条第5項に規定する規則で定める記載事項（記録事項を含む。次項、別表第2及び別表第3において同じ。）は、別表第2の上欄に掲げる請求書の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる事項及び別表第3の上欄に掲げる種目の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。</p> <p>4 旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合において、別表第2中「請求者」とあるのは、「旅行者」と読み替えるものとする。この場合において、前項で定める記載事項に準ずる内容が記載又は記録され、かつ、支出命令権者が認めた請求書に相当するもの（請求する者の名称又は氏名及び住所が記載されたものに限る。）をもつて、第1項第6号に掲げる請求書に代えることができる。</p> <p>5 旅行命令権者及び支出命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者が請求書を提出した場合には、その請求内容が適切であるかを確認するものとする。</p>	<p>2 条例第13条第1項に規定する旅費請求書に添付すべき書類は、前項各号様式の備考に掲げる書類とする。</p>
---	---

<p>6 前項の場合において、請求書を提出した者が旅行役務提供者であるときは、旅行命令権者及び支出命令権者は、旅行者に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>7 支出命令権者は、旅費を支給し、又は旅費に相当する金額を支払った場合には、請求書に支給先又は支払先及び支給年月日又は支払年月日を記載又は記録するものとする。</p> <p>8 条例第7条第1項に規定する請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）をもつて提出することができる。</p> <p>9 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。</p> <p>（旅費の精算に係る期間）</p> <p>第10条 条例第7条第5項の規定により規則で定める条例第7条第2項に規定する期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行を完了した日の翌日から起算して2週間とする。</p> <p>2 条例第7条第5項の規定により規則で定める条例第7条第3項に規定する期間は、精算による過払金の返納の告知の日の翌日から起算して2週間とする。</p>	<p>（旅費の請求手続）</p> <p>第10条 条例第13条第2項及び第3項に規定する期間は、四日市港管理組合財務規則（昭和41年四日市港管理組合規則第12号）に定めるところによる。</p> <p>2 条例第13条第4項に規定する給与の種類は、四日市港管理組合職員の給与に関する条例（昭和41年四日市港管理組合条例第8号。以下「給与条例」という。）に規</p>
--	---

<p><u>(給与の種類)</u></p> <p><u>第11条 条例第7条第5項及び第25条第3項に規定する規則で定める給与の種類は、四日市港管理組合職員の給与に関する条例（昭和41年四日市港管理組合条例第8号。以下この項において「職員給与条例」という。）に規定する給料、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、特殊勤務手当及び給料の調整額又はこれらに相当する給与とする。</u></p>	<p><u>定する給料及び手当（期末手当、勤勉手当を除く。）又はこれらに相当する給与とする。</u></p>
<p><u>(証人等の旅費)</u></p> <p><u>第11条 条例第14条に規定する条例第3条第4項又は第5項の規定により旅行する者に支給する旅費は、関係行政機関の職員についてはその職において受けることのできる旅費とし、その他の者については一般職に属する職員の例により計算した旅費とする。ただし、旅行の性質、用務の内容等を考慮し旅行命令権者が任命権者の承認を得た場合はこの限りでない。</u></p>	<p><u>(急行料金)</u></p> <p><u>第12条 条例第15条第2項に規定する急行料金の支給については、次の各号に定める基準による。</u></p>
<p><u>〔1〕 鉄道事業法第2条第1項に規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p><u>〔1〕 鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの</u></p> <p><u>〔2〕 軌道法第1条第1項に規定する軌道</u></p>	<p><u>〔1〕 急行料金は、1の急行券の有効区間にごとに計算する。</u></p> <p><u>〔2〕 特別急行列車を運行する線路による</u></p>

<p><u>に類するもの</u></p> <p><u>(船貨に係る船舶)</u></p> <p><u>第13条 条例第10条第1項に規定する規則で定めるものは、海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するものとする。</u></p> <p><u>(航空貨に係る航空機)</u></p> <p><u>第14条 条例第11条第1項に規定する規則で定めるものは、航空法第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するものとする。</u></p> <p><u>(航空機の利用)</u></p> <p><u>第15条 条例第11条第1項に規定する航空貨は、任命権者が公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難いと認め、航空機の利用を許可した場合に限り支給することができるものとする。</u></p> <p><u>(その他の交通費)</u></p> <p><u>第16条 条例第12条第2項に規定する規則で定める額は、1キロメートルあたり23円とする。</u></p> <p><u>(宿泊費基準額等)</u></p> <p><u>第17条 条例第13条に規定する規則で定める額は、国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号。次条において「旅費省令」という。)別表第2の1の表の区分の欄に掲げる地域に応じ、それぞれ同表の職務の級が10級以下の者の欄に</u></p>	<p><u>旅行の場合にあつては特別急行料金を、普通急行列車を運行する線路による旅行の場合にあつては普通急行料金を支給する。</u></p> <p><u>(航空貨)</u></p> <p><u>第13条 条例第17条に規定する航空貨は、任命権者が公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行するこれが困難と認め、航空機の利用を許可した場合に限り支給することができるものとする。</u></p>
---	---

<p><u>掲げる額とする。</u></p> <p><u>2 条例第13条に規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</u></p> <p><u>(1) 全国会議、ブロック会議、研修等に参加する場合で、宿泊施設の指定（旅行者に選択の余地がない場合に限る。）を受けて旅行する場合</u></p> <p><u>(2) 被随行者と同じ宿泊施設に宿泊する必要がある場合</u></p> <p><u>(3) 用務のための書類や物品等が多く、移動が困難なため、目的地の近くに宿泊する必要がある場合</u></p> <p><u>(4) 目的地と宿泊地との移動に相当の時間を要するため、目的地の近くに宿泊する必要がある場合</u></p> <p><u>(5) 災害時など緊急用務で宿泊する必要がある場合</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げる場合のほか、当該宿泊に要する費用の額を支給する必要があるものとして任命権者が認めた場合</u> <u>（管理者等の宿泊費基準額）</u></p> <p><u>第17条の2 前条第1項中「職務の級が10級以下の者」とあるのは「内閣総理大臣等」と読み替えるものとする。</u> <u>（宿泊手当の定額等）</u></p> <p><u>第18条 条例第15条に規定する規則で定める1夜当たりの定額は、旅費省令別表第3の1の表に掲げる額とする。</u></p> <p><u>2 宿泊手当の額は、条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる</u></p>	
--	--

<p><u>額とする。</u></p> <p>(1) <u>朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合</u> <u>前項で定める定額の3分の2の額</u></p> <p>(2) <u>朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合</u> <u>前項で定める定額の3分の1の額</u></p> <p>3 <u>移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、旅費省令別表第3の1の表に掲げる額とする。ただし、条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の3分の1の額とする。</u></p> <p>4 <u>旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。</u></p> <p><u>（転居費の算定方法等）</u></p> <p><u>第19条 条例第16条に規定する規則で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。</u></p> <p>(1) <u>運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法</u></p> <p>(2) <u>旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法</u></p>	
--	--

<p>(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法</p> <p>2 前項の算定に当たつては、条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の組合費による支給が適当でない費用として任命権者が定めるものを除くものとする。</p> <p>3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。 (近距離の転居に係る転居費等の制限)</p> <p><u>第20条 同一市町村内(東京都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域内)における在勤公署の変更に伴う旅行について、公設宿舎への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。</u> (家族移転の延期)</p> <p><u>第21条 条例第18条第2項に規定する期間の延長は、旅行命令権者が任命権者の承認を得てそのつど定めるものとする。</u></p>	<p>(扶養親族移転の延期)</p> <p><u>第14条 条例第22条第3項に規定する期間の延長は、旅行命令権者が任命権者の承認を得てそのつど定めるものとする。</u></p> <p><u>第15条 削除</u> (着後手当)</p> <p><u>第16条 条例第23条に規定する規則で定める着後手当の額は、別表に定める額とする。</u></p>
---	--

	<p><u>(外国旅行の旅費等)</u></p> <p><u>第17条 条例第30条に規定する外国旅行の場合の旅費の支給について必要な事項は、職員と同様の職務を行なう国の職員に対するその取扱に準じて任命権者がそのつど定める。</u></p> <p><u>(退職者等の旅費の細則)</u></p> <p><u>第22条 条例第19条第1項に規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げる旅費とする。</u></p> <p><u>〔1〕 職員が出張のための旅行中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費</u></p> <p><u>〔2〕 職員が赴任のための旅行中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費</u></p> <p><u>(遺族の旅費の細則)</u></p> <p><u>第23条 条例第20条に規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げる旅費とする。</u></p> <p><u>〔1〕 条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費</u></p> <p><u>イ 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費</u></p> <p><u>ロ 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、イに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計</u></p>
--	--

<p><u>算した旅費</u></p> <p>(2) <u>条例第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費(宿泊費及び包括宿泊費を除く。)</u></p> <p>2 <u>遺族が前項第1号及び第2号に規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第2条第6号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。</u></p> <p><u>(証人等の旅費)</u></p> <p><u>第24条 条例第21条に規定する条例第3条第4項又は第5項の規定により旅行する者に支給する旅費は、関係行政機関の職員についてはその職において受けとめる旅費とし、その他の者については一般職に属する職員の例により計算した旅費とする。ただし、旅行の性質、用務の内容等を考慮し旅行命令権者が任命権者の承認を得た場合はこの限りでない。</u></p> <p><u>(旅費の調整)</u></p> <p><u>第25条 条例第23条第1項の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める基準により旅費の支給を調整する。</u></p> <p>(1) <u>旅行者が、公用の交通機関、宿泊施設等を無料で利用して旅行した場合には、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費又は宿泊費を支給しない。</u></p>	<p>(旅費の調整)</p> <p><u>第18条 条例第31条第1項の規定に基づき、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める基準により旅費の支給を調整する。</u></p> <p>(1) <u>旅行者が、公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を無料で利用して旅行した場合には、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料は支給しない。</u></p> <p>(2) <u>鉄道旅行において、当該用務の性質又は緩急の度合により急行料金を支給する必要がないと認められる場合には、急行料金を支給しない。</u></p>
---	---

<p>〔2〕 新たに採用された職員又は転任を命ぜられた職員で、採用の日又は転任を命ぜられた日から1年以内に住居を移転しない者には、<u>転居費及び着後滞在費</u>を支給しない。ただし、天災その他やむを得ない事情により、その期間内に<u>住居</u>を移転し難いことについて、あらかじめ任命権者の承認を得た者については、この限りでない。</p> <p>〔3〕 <u>組合費</u>以外の経費から旅費を支給される旅行にあつては、正規の旅費額のうち<u>組合費</u>以外の経費から支給される旅費額に相当する額は、これを支給しない。</p> <p>2 特別の事情により、前項の規定により難い場合には、旅行命令権者は、そのつど取扱について理由書及び参考資料を添えて任命権者に申請し、その承認を得て別に定めることができる。</p>	<p>〔3〕 旅行者が、旅行中の公務傷病等により旅行先の医療施設等を利用して療養したため正規の宿泊料を支給することが適当でない場合には、当該療養中の宿泊料の2分の1に相当する額は支給しない。</p> <p>〔4〕 長期間の研修、講習、訓練その他これらに準じる目的のための旅行で、当該旅行の期間が30日を超える場合における宿泊料は、その超える日数について定額の10分の3に相当する額を定額から減じた額による。</p> <p>〔5〕 新たに採用された職員又は転任を命じられた職員で、採用の日又は転任を命じられた日から1年以内に<u>居住</u>を移転しない者には、<u>移転料及び着後手当</u>を支給しない。ただし、天災その他やむを得ない事情により、その期間内に<u>居住</u>を移転することが困難なことについて、あらかじめ任命権者の承認を得た者については、この限りでない。</p> <p>〔6〕 <u>組合の経費</u>以外の経費から旅費を支給される旅行にあつては、正規の旅費額のうち<u>組合の経費</u>以外の経費から支給される旅費額に相当する額は、これを支給しない。</p> <p>2 特別の事情により、前項の規定によることが困難な場合には、旅行命令権者は、そのつど取扱について理由書及び参考資料を添えて任命権者に申請し、その承認を得て別に定めることができる。</p> <p>3 条例第31条第2項に規定する「別に定める旅費を支給することができる」場合</p>
---	--

<p>(旅費の特例)</p> <p><u>第26条</u> 条例<u>第24条第1項</u>に規定する旅費又は旅費として支給するものについては、旅行命令権者が任命権者の承認を得てそのつど措置するものとする。</p> <p><u>(準用規定の実施)</u></p> <p><u>第27条</u> 条例<u>第26条</u>に規定する外国旅行の場合の旅費の支給について必要な事項は、職員と同様の職務を行う国家公務員等に対するその取扱に準じて任命権者がそのつど定める。</p> <p><u>(年度経過等による区分)</u></p> <p><u>第28条</u> 移動中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。</p> <p>(実施に関し必要な事項)</p> <p><u>第29条</u> 条例の実施のための手続<u>その他</u>の執行についてこの規則に定めるものほか必要な事項は、別に定める。</p>	<p>は、任命権者がそのつど定める。</p> <p>(旅費の特例)</p> <p><u>第19条</u> 条例<u>第32条</u>に規定する旅費又は旅費として支給するものについては、旅行命令権者が任命権者の承認を得てそのつど措置するものとする。</p> <p><u>(甲地方の範囲)</u></p> <p><u>第19条の2</u> 条例別表第1の備考2に規定する「東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち管理者が定める地域その他これらに準ずる地域で管理者が定めるもの」は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1の1の備考に規定する甲地方とする。</p> <p>(実施に関し必要な事項)</p> <p><u>第20条</u> 条例の実施のための手続<u>その他</u>の執行についてこの規則に定めるものほか必要な事項は別に定める。</p>
---	--

		別表（第16条関係）		
<u>移転後 に入る</u>		<u>旧居住地から新居住地までの 路程</u>		
<u>住宅の 種類</u>		<u>50キロ</u>	<u>50キロ</u>	<u>100キロ</u>
		<u>メート ル未満</u>	<u>メート ル以上</u>	<u>メート ル以上</u>
			<u>100キロ</u>	
			<u>メート ル未満</u>	
<u>職員住 宅又は 公舎等</u>		<u>宿泊料1</u>	<u>宿泊料2</u>	<u>宿泊料3</u>
		<u>夜分に</u>	<u>夜分に</u>	<u>夜分に</u>
		<u>相当す る額</u>	<u>相当す る額</u>	<u>相当す る額</u>
<u>借家又 は借間 等</u>		<u>宿泊料2</u>	<u>宿泊料3</u>	<u>宿泊料4</u>
		<u>夜分に</u>	<u>夜分に</u>	<u>夜分に</u>
		<u>相当す る額</u>	<u>相当す る額</u>	<u>相当す る額</u>
備考 <u>この表において、「職員住宅又は公舎等」とは職員の住居の用に供するため四日市港管理組合が設置し、又は借り受けた住宅を、「借家又は借間等」とは赴任に伴う住所又は居所の移転のため職員が新たに借り受けた住宅をいう。</u>				
別表第1 請求書に添付する資料（第9条関係）				
区分		添付する資料		
(1) 鉄道	<u>条例第9条 第1項第1号 に掲げる運 賃</u>	<u>運賃の等級及び額 を証明するに足る 資料</u>		
	<u>貨物(運賃の等 級が区分さ れた鉄道に よる移動に</u>	<u>その支払を証明す るに足る資料</u>		

	限る。)	
	条例第9条 第1項第2号 から第6号 までに掲げ る費用	その支払を証明す るに足る資料(急行 料金にあつては、旅 行命令権者等が必 要と認める場合に 限る。)
(2) 船 賃	条例第10条 第1項第1号 に掲げる運 賃(運賃の等 級が区分さ れた船舶に よる移動に 限る。)	運賃の等級及び額 を証明するに足る 資料 その支払を証明す るに足る資料
	条例第10条 第1項第2号 から第5号 までに掲げ る費用	その支払を証明す るに足る資料
(3) 航 空 賃	条例第11条 第1項第1号 に掲げる運 賃	運賃の等級及び額 を証明するに足る 資料 その支払を証明す るに足る資料
	条例第11条 第1項第2号 及び第3号 に掲げる費 用	その支払を証明す るに足る資料
(4) その他の交通費		その支払を証明す るに足る資料
(5) 宿泊費		その支払を証明す

	<p><u>るに足る資料</u> <u>第17条第2項各号</u> <u>に該当することを</u> <u>証明するに足る資</u> <u>料（条例第13条た</u> <u>だし書に該当する</u> <u>場合に限る。以下こ</u> <u>の表において同</u> <u>じ。）</u></p>	
<u>(6) 包括宿泊費</u>	<p><u>その支払を証明す</u> <u>るに足る資料</u> <u>その移動に係る交</u> <u>通費の内容を証明</u> <u>するに足る資料</u></p>	
<u>(7) 転居費</u>	<p><u>その支払を証明す</u> <u>るに足る資料</u> <u>転居を証明する資</u> <u>料</u> <u>同居する家族であ</u> <u>ることを証明する</u> <u>資料（家族の転居に</u> <u>要する費用を含む</u> <u>場合に限る。）</u> <u>条例第18条第2項</u> <u>に規定する延長の</u> <u>許可を証明するに</u> <u>足る資料（同項に該</u> <u>当する場合に限</u> <u>る。）</u></p>	
<u>(8) 着後滞在費（宿</u> <u>泊手当に相当する</u> <u>部分を除く。）</u>	<p><u>その支払を証明す</u> <u>るに足る資料</u> <u>第17条第2項各号</u> <u>に該当することを</u></p>	

	<u>証明するに足る資料</u>	
(9) <u>家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）</u>	<p><u>その支払を証明するに足る資料</u></p> <p><u>移転を証明する資料</u></p> <p><u>同居する家族であることを証明する資料</u></p> <p><u>第17条第2項各号に該当することを証明するに足る資料</u></p>	
(10) <u>条例第19条に規定する旅費</u>	<p><u>請求する種目に相当するものに応じた第1号から前号までに掲げる資料</u></p> <p><u>退職等の事由を證明する資料</u></p> <p><u>所定の期間内に帰住又は退職等に伴う旅行をしたこと</u></p> <p><u>を証明するに足る資料</u></p> <p><u>旅行中に退職等となつたことを證明する資料</u></p>	
(11) <u>死亡時旅費請求書により請求する旅費</u>	<p><u>請求する種目に相当するものに応じた第1号から第9号までに掲げる資料</u></p> <p><u>職員の死亡及びその死亡地を證明する</u></p>	

	<p>る資料</p> <p>帰住を証明する資</p> <p>料</p> <p>遺族であることを</p> <p>証明する資料</p>	
<p>(12) 旅費損失請求書</p> <p>により請求する旅</p> <p>費</p>	<p>損失となる金額又</p> <p>は支出を要する金</p> <p>額を証明するに足</p> <p>る資料</p> <p>旅行命令等の変更、</p> <p>条例第3条第1項、</p> <p>第2項、第4項及び</p> <p>第5項の規定により</p> <p>旅費の支給を受け</p> <p>ることができる者</p> <p>の死亡又は第4条第</p> <p>1項各号に掲げる場</p> <p>合に該当すること</p> <p>を証明する資料</p> <p>同居する家族であ</p> <p>ることを証明する</p> <p>資料（転居費のうち</p> <p>家族の転居に要す</p> <p>る費用又は家族移</p> <p>転費に相当するも</p> <p>のを含む場合に限</p> <p>る。）</p>	
<p>(13) 旅費喪失請求書</p> <p>により請求する旅</p> <p>費</p>	<p>天災又は第5条第1</p> <p>項各号に掲げる事</p> <p>情により旅費額を</p> <p>喪失したことを証</p> <p>明するに足る資料</p> <p>喪失額を証明する</p>	

	<u>に足る資料</u>	
<u>(14) 条例第24条第1項に規定する旅費</u>	<p><u>請求する種目に相</u> <u>当するものに応じ</u> <u>た第1号から第9号</u> <u>までに掲げる資料</u> <u>条例第24条第1項</u> <u>の規定に該当する</u> <u>ことを証明するに</u> <u>足る資料</u></p>	
<u>別表第2 旅費の請求に係る記載事項（請求書）（第9条関係）</u>		
<u>区分</u>	<u>記載事項</u>	
<u>出張旅費精算請求書</u> <u>又は出張旅費概算請求書</u>	<p><u>請求者の所属又は</u> <u>所属団体及び氏名</u> <u>旅行日ごとに出発</u> <u>地、経路、到着地、</u> <u>宿泊地（宿泊した場合に限る。以下この表において同じ。）、</u> <u>種目及びその金額</u> <u>請求年月日</u> <u>概算額、精算額、追</u> <u>給額及び返納額（これらについては、概</u> <u>算払に係る旅費を</u> <u>請求する場合に限</u> <u>る。以下この表において同じ。）</u></p>	
<u>赴任旅費精算請求書</u> <u>又は赴任旅費概算請求書</u>	<p><u>請求者の所属又は</u> <u>所属団体及び氏名</u> <u>旅行日ごとに出発</u> <u>地、経路、到着地、</u> <u>宿泊地、種目及びそ</u></p>	

	<u>の金額</u> <u>請求年月日</u> <u>概算額、精算額、追</u> <u>給額及び返納額</u>	
<u>死亡時旅費請求書</u>	<u>請求者の住所、死亡</u> <u>者との続柄及び氏</u> <u>名並びに死亡者の</u> <u>所属及び氏名</u> <u>請求額</u> <u>種目及びその金額</u> <u>請求年月日</u>	
<u>旅費損失請求書</u>	<u>請求者の所属及び</u> <u>氏名（これらについ</u> <u>ては、請求者が職員</u> <u>である場合に限</u> <u>る。）</u> <u>請求者の住所、職員</u> <u>との続柄及び氏名</u> <u>（これらについて</u> <u>は、請求者が遺族で</u> <u>ある場合に限る。）</u> <u>請求者の所属団体</u> <u>及び氏名（これらに</u> <u>ついては、請求者が</u> <u>職員及び遺族以外</u> <u>である場合に限</u> <u>る。）</u> <u>請求額</u> <u>種目及びその金額</u> <u>損失事由</u> <u>請求年月日</u>	
<u>旅費喪失請求書</u>	<u>請求者の所属又は</u> <u>所属団体及び氏名</u>	

<u>請求額</u> <u>喪失以後の旅行に</u> <u>必要な旅費額、喪失</u> <u>を免れた旅費額及</u> <u>び差引額</u> <u>喪失以後の旅行に</u> <u>必要な旅費につい</u> <u>て、旅行日ごとに出</u> <u>発地、経路、到着地、</u> <u>宿泊地、種目及びそ</u> <u>の金額</u> <u>喪失事由</u> <u>請求年月日</u>	
---	--

備考

- (1) 旅行日ごとに記載する事項は、請求の内容が同一の場合又は複数の旅行日にわたる旅費である場合には、複数の旅行日をまとめて記載することができる。
- (2) 概算払に係る旅費を精算する場合であつて、当該精算額が概算払に係る旅費額と同一であるときは、出張旅費精算請求書及び赴任旅費精算請求書のうち、出発地、経路、到着地、宿泊地、種目及びその金額の記載又は記録を省略することができる。
- (3) 請求書は、備考欄を設け、旅費の計算上参考となる事項を記載又は記録することができる。

別表第3 旅費の請求に係る記載事項（種目）（第9条関係）

<u>区分</u>	<u>記載事項</u>
(1) 鉄道賃	条例第9条第1項第1号

	<u>に掲げる運賃、同項第2号</u> <u>から第5号までに掲げる</u> <u>料金及び同項第6号に掲</u> <u>げる費用の各金額並びに</u> <u>合計金額</u>	
(2) 船賃	<u>条例第10条第1項第1号</u> <u>に掲げる運賃、同項第2号</u> <u>から第4号までに掲げる</u> <u>料金及び同項第5号に掲</u> <u>げる費用の各金額並びに</u> <u>合計金額</u>	
(3) 航空賃	<u>条例第11条第1項第1号</u> <u>に掲げる運賃、同項第2号</u> <u>に掲げる座席指定料金及</u> <u>び同項第3号に掲げる費</u> <u>用の各金額並びに合計金</u> <u>額</u>	
(4) その他の 交通費	<u>条例第12条第3項の規定</u> <u>により計算した路程(同条</u> <u>第2項に規定する自家用</u> <u>車旅行を行つた場合に限</u> <u>る。)</u> <u>条例第12条第1項第1号</u> <u>及び第2号に掲げる運賃</u> <u>及び同項第3号及び第4</u> <u>号に掲げる費用の各金額</u> <u>並びに合計金額</u>	
(5) 宿泊費	<u>夜数及び金額</u>	
(6) 包括宿泊 費	<u>夜数及び金額</u>	
(7) 宿泊手当	<u>夜数及び定額</u>	
(8) 転居費	<u>金額</u>	
(9) 着後滞在	<u>宿泊費に係る夜数及び金</u>	

費	額、宿泊手当に係る夜数及び定額並びにこれらの合計金額	
(10) 家族移転費	第1号から第7号まで及び第9号の例に準じた記載事項、合計金額並びに旅行人員	

第1号様式から第3号様式までを削る。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、令和8年1月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則による改正後の四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例施行規則（以下この項、次項及び第4項において「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例の一部を改正する条例（令和7年四日市港管理組合条例第8号）の規定（以下この項において「改正条例の規定」という。）による改正後の四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例（昭和41年四日市港管理組合条例第10号。以下この項及び第4項において「新条例」という。）第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正条例の規定による改正前の四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例（以下この項及び第4項において「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 新規則第22条及び第23条の規定は、施行日以後に退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新規則第3条及び第4条の規定は、新条例第3条第6項及び第7項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

(四日市港管理組合財務規則の一部改正)

5 四日市港管理組合財務規則（昭和41年四日市港管理組合規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第5中第4号の項を削り、第5号の項を第4号の項とし、第6号の項から第12号の項までを1項ずつ繰り上げる。

訓 令

四日市港管理組合訓令第5号

府 中 一 般

四日市港管理組合事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月25日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

四日市港管理組合事務決裁規程の一部を改正する訓令

四日市港管理組合事務決裁規程（平成8年四日市港管理組合訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表1個別決裁事項の表第9号の項を次のように改める。

9	四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例（昭和41年四日市港管理条例第10号）の施行に関する事務	1 四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例施行規則（昭和41年四日市港管理組合規則第16号）第15条の規定による航空機の利用の許可					○	
		2 規則第24条ただし書の規定による証人等の旅費の特例の承認					○	
		3 規則第27条の規定による外国旅行の場合の旅費の級等の決定					○	

附 則

この訓令は、令和8年1月1日から施行する。

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目1-1
 四日市港管理組合経営企画部総務課
 電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<https://www.yokkaichi-port.or.jp>